



鮫川村告示 46号

本村の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成18年 4月17日

鮫川村長 大樂 勝弘



編入する字		同左に編入される区域		
大字	字	大字	字	区 域
渡瀬	越虫	渡瀬	青生野	1の54から1の67まで、1の71、1の211から1の228まで、26、27、90から127まで、740及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部